
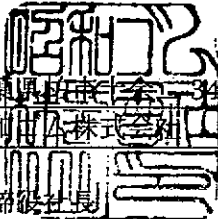


適時開示に係る宣誓書

平成 17 年 2 月 28 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 鶴島 琢夫 殿

本店所在地	千葉県市川市本町 348 番地
会社名	昭和ゴム株式会社
代表者の 役 職	取締役社長
氏名(署名)	山口 紀夫



昭和ゴム株式会社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行なえるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓いたします。

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について
(適時開示に係る宣誓書添付書類)

平成 17 年 2 月 28 日

会社名 昭和ゴム株式会社
(コード番号 5103 東証第2部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

記

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社の情報開示は、株主及び投資家が当社の状況を適切に判断できるよう、適時適切に開示することを基本方針としております。

当社は、開示すべき情報を株式会社東京証券取引所が発行する「会社情報適時開示ガイドブック」の指針に基づき作成し、監査法人及び顧問弁護士の助言を受けて、公正かつ適時適切に開示する体制を構築しております。

当社の情報開示に係る体制は以下のとおりです。

決算短信、四半期開示等定時に開示する経営関連情報は年間開示日程を策定し開示を行い、その他の適時開示が必要な経営関連情報については取締役総務部長が「会社情報適時開示ガイドブック」に従い開示が必要かどうかを判断し、監査法人及び顧問弁護士の助言を受け関連部署に指示を行い公正かつ適時適切に情報を開示する体制を構築しております。

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社においては総務部門、経理部門が連携して開示情報に係る資料を作成しており、その内容は担当取締役及び監査役のチェックを受けております。また、すべての開示情報は監査法人の監査を受けており、必要に応じて顧問弁護士のチェックを受けております。

定時に開示される経営関連情報は、すべて取締役会の承認を受けており、適時開示される経営関連情報は取締役会の承認を受けるか社長の決裁を受け開示後最初に開催される取締役会に報告されております。

以上

別紙

経営関連情報の開示体制

